

内閣府 公益認定等委員会 御中

社団法人日本工学会
 会長 岸 輝雄
 および正会員有志

新公益法人制度の運用指針への要望

現在、貴委員会において検討されている新公益法人制度の運用指針（ガイドライン）は、公益団体が新組織をいかに設計し運営体制を整えるかを決定する上に非常に重要なものと考えられます。これに対し、工学系学術団体である本会および本会の正会員有志（別紙参照）は、連名で下記の要望を提出します。

記

分類	要望項目	現状等備考
全般方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益認定の透明性を高めるため、公益認定に係わる具体的な重要事項は運用指針にすべて明記していただきたい。 ・ 法律の条文をどの程度定款に盛り込めばよいのか、一般的な考え方を示していただきたい。 ・ 新制度に適合するための手続きをできるだけ簡素にしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主務官庁は、指導監督基準、運用指針に加えて「関係閣僚会議幹事会申合せ」や独自の「チェックリスト」にも基づいて指導監督している。
認定法第2条四公益目的事業の「不特定かつ多数」の者の利益の具体的解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「不特定かつ多数」の者の利益の解釈の事例を運用指針に明記していただきたい。 <ol style="list-style-type: none"> ① 会員以外でも適切な料金を支払えば参加・購読できる学術及び科学技術の振興を目的とする事業 ② 会員限定の参加や購読等の事業だが、事業の効果が広く社会に貢献する学術及び科学技術の振興を目的とする事業 ・ 事業内容チェックを行う事業区分には現在公益認定等委員会資料で公表されている「例」に加えて、次の学術団体が行う事業を加えていただきたい。 <ol style="list-style-type: none"> ① 会誌論文誌出版など、学術情報の発信事業 ② 講演大会・研究発表会の開催 ③ 建議・請願 ④ 外部機関との連絡調整 ・ 公益目的事業を行う団体間の連絡調整を行うことにより、これらの公益目的活動の効果を拡大することを目指す「連合体」の活動の公益性を認めていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益認定等委員会 HP の FAQ「公益社団法人・公益財団法人に関する質問 8」の回答では「不特定かつ多数の場合の例として」「受益者等が特定の範囲の一定のものに限られる場合であっても、その受益の効果が広く社会全体や十分広い範囲に及ぶことを積極的に意図して事業を行い、その事業を介して社会全体あるいは十分に広い範囲に利益が及ぶ場合」と記載している。 ・ 第 16 回公益認定等委員会での配布資料 1 に、「不特定多数の者の利益の増進に寄与するもの」かどうかの判定対象とする事業区分が例示されている。この例示から漏れると事業の公益性が認められなくなることが危惧される。

分類	要望項目	現状等備考
一般法 第12条の 具体的解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・定款に明らかに記載できることと明らかに記載できないことを運用指針に例示していただきたい。 1. 明らかに記載できることの例 <ul style="list-style-type: none"> ①代議員制度を導入すること ②役員再任を妨げないこと ③理事数の上限を適切に設けること ④非重要議題については適切な回数 の文書理事会で協議できること ⑤事業計画及び収支予算の承認は社員総会の議決を要すること 2. 明らかに記載できないことの例 <ul style="list-style-type: none"> ①役員を無期限に再任できること ②理事会をすべて文書理事会とすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般法第12条 「・・・一般社団法人の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができる。」と記載されている。 ・役員再任については「公益法人制度改革の概要」の第3頁に「理事、監事、会計監査人はいずれも再任可」と記載しているが一般法には記載がない。 ・事業計画等の提出について認定法施行規則第37条では「・・・又は社員総会等の承認を受けなければならないこととされている場合にあっては、社員総会等」と記載されている。
認定法 第3条 行政庁	<ul style="list-style-type: none"> ・活動が海外に及ぶ団体の公益性を尊重するとともに、その場合の公益性認定の申請先がどこになるかを明示していただきたい。 	
認定法 第5条二 技術的能力	<ul style="list-style-type: none"> ・運用指針では技術的能力の審査項目を具体的に列挙していただきたい。 ・日本学術会議の協力学術研究団体である法人または特許庁の指定学術団体である法人は技術的能力があるとして優先的に認定していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第12回公益認定等委員会でガイドラインに係わる主な検討事項のひとつに挙げている。
認定法 第5条二 経理的基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・運用指針では経理的基礎の審査項目を具体的に列挙していただきたい。 ・フロー式旧公益法人会計基準または新公益法人会計基準を導入しておりかつ複数年にわたって公認会計士の監査を受け適切であるとの監査結果を得ている法人は経理的基礎があるとして優先的に認定していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第12回公益認定等委員会でガイドラインに係わる主な検討事項のひとつに挙げている。 ・これまでの公益認定等委員会の議論では計算書類の情報開示が重要な審査項目であるとの議論があった。
認定法 第5条六 収入が費用を償う額を超えないことの 具体的解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・認定法施行規則案に規定された公益目的事業比率の算出において計算書類を離れて認められた追加費用について、第六号に係わる費用としても認め、かつ、その証憑等準備で事務負担が過大にならないような方法を運用指針で明記していただきたい。 ・事業区分ごとの判断でなく、認定法第2条の別表に記載する事業の種類単位で判断していただきたい。 ・単年度でなく複数年度で判断していただきたい。 ・外部資源で賄われる公益目的事業の費用も本項の算定に含めていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定法施行規則案第二款概略引当金、無償役務費用、特定費用準備金等の費用を財務諸表と離れて公益目的事業費用に計上できる。

分類	要望項目	現状等備考
認定法 第5条 公益目的事業 比率	<ul style="list-style-type: none"> ・年度間のゆらぎにとらわれない中長期的視野に立って判定するようにしていただきたい。 	
一般法 第49条第2項 認定法 第5条十四口 社員総会における議決権	<ul style="list-style-type: none"> ・恣意性のある余地のない全会員平等の選挙権のある選挙に基づく代議員については、総会の決議に関して、法律上の社員とみなしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般法第48条第1項には定款に定めることにより社員の議決権の個数を定められるようになっている。
公益認定審査	<ul style="list-style-type: none"> ・公益認定不可の場合は、公益認定基準のうちの抵触した公益認定基準番号とその具体的な内容を当該法人に開示いただきたい。 ・2回目以降公益認定申請の審査においては前回抵触した公益認定基準のみの審査に限定していただきたい。 ・公益認定申請法人が希望すれば、行政庁に直接説明する機会を設けていただきたい。 ・事業の公益性の審査に当たっては、公益活動内容を熟知した者の判断が取り入れられる仕組みを作ってください。これは、公益目的を隠れ蓑にした不適切な団体を排除するためにも必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益認定等委員会事務局の日本学術会議のシンポジウム等での口頭説明では番号の開示のみの可能性を示唆している。
認定法 第16条 遊休財産	<ul style="list-style-type: none"> ・認定法施行規則第22条第2項が定める負債の中に会費前受け金が含まれることを明示していただきたい。 ・公益社団法人の基本金は利息用途を規定しなくても遊休財産から除外していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会費前受金は総務省では現時点内部留保扱いである。 ・現時点、社団法人の基本金は、利息の用途を規程で規定した場合のみ内部留保から除外している。
公益目的取得 財産の支出計画	<ul style="list-style-type: none"> ・学協会の実情を配慮し、実行可能な支出計画を策定することにご配慮をいただきたい。 	整備法施行規則案第25条
公益認定取消 時の1ヶ月以内 の贈与の具体的 解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉には時間が必要であり、契約締結に至らなくとも交渉中であれば国庫没収とはならないようにしていただきたい。 	認定法施行規則案第51条3号 (認定)取消しの日から3箇月以内に認定取消法人等から報告書の提出がない場合は、契約が成立しなかったものとみなす、と記載されており少し緩和されている。
認定法施行規則 第30条 収支予算書	<ul style="list-style-type: none"> ・収支予算書の区分が定義されているが、従来の収入、支出を表すものでなく、収益、費用という概念に変っている。この結果、法人は予算書を2種類作成することになり負担増となる。損益で作成すべき理由と、損益でありながら収支予算書と呼ぶ理由を明確にしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の収支予算書は公益法人会計基準の範囲外となったものの、依然として内部管理資料として作成すべき書類として存在している。

本件の連絡先：

〒108-0014 東京都港区芝 5-26-20 建築会館 6 階

社団法人日本工学会 事務局長 柳川隆之

電話 03-5765-8002 Fax 03-5765-3219

電子メール yanagawa@jfes.or.jp

別紙：日本工学会有志正会員名簿

1. N P O 安全工学会 会長 山元 一元
〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町 4-47 リスト関内ビル
2. 社団法人 映像情報メディア学会 会長 矢野 薫
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 209 号
3. 社団法人 エレクトロニクス実装学会 会長 塚田 裕
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-12-2
4. 社団法人 応用物理学会 会長 尾浦 憲治郎
〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-12-3 井門九段北ビル
5. 社団法人 化学工学会 会長 三浦 孝一
〒112-0006 東京都文京区小日向 4- 6-19 共立会館
6. 社団法人 可視化情報学会 会長 松本 洋一郎
〒114-0034 東京都北区上十条 3-29-20-103
7. 画像電子学会 会長 安田 浩
〒105-0012 東京都港区芝大門 1-10-1 全国たばこビル
8. 環境システム計測制御学会 会長 松井 三郎
〒500-8362 岐阜県岐阜市西荘 1-7-6 クローバービル
9. 社団法人 空気調和・衛生工学会 会長 鎌田 元康
〒169-0074 東京都新宿区北新宿 1-8-1 中島ビル
10. 社団法人 軽金属学会 会長 吉原 元照
〒104-0061 東京都中央区銀座 4-2-15 塚本素山ビル
11. 社団法人 計測自動制御学会 会長 館 暉
〒113-0033 東京都文京区本郷 1-35-28-303
12. 社団法人 高分子学会 会長 西出 宏之
〒104-0042 東京都中央区入船 3-10-9 新富東急ビル
13. 社団法人 色材学会 会長 桑野 浩一
〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-12-8 東京塗料会館
14. 社団法人 資源・素材学会 会長 栗倉 泰弘
〒107-0052 東京都港区赤坂九丁目 6-41
15. システム制御情報学会 会長 大松 繁
〒606-8305 京都府京都市左京区吉田河原町 14 近畿地方発明センタービル
16. 社団法人 自動車技術会 会長 大久保 宣夫
〒102-0076 東京都千代田区五番町 10-2
17. 社団法人 地盤工学会 会長 龍岡 文夫
〒112-0011 東京都文京区千石四丁目 38-2
18. 社団法人 情報処理学会 会長 佐々木 元
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-5 化学会館
19. 社団法人 照明学会 会長 今井 清輔
〒101-0048 東京都千代田区神田司町 2-8-4 吹田屋ビル
20. 社団法人 人工知能学会 会長 溝口 理一郎
〒162-0821 東京都新宿区津久戸町 4-7 OSビル
21. N P O 精密科学技術ネットワーク 会長 古川 勇二
〒102-0073 東京都千代田区九段下 1-9-5 朝日九段マンション
22. 社団法人 精密工学会 会長 下川邊 明
〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-5-9 九段誠和ビル
23. 社団法人 石油学会 会長 菊地 英一
〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-3-14 コスモ平河町ビル 4 階

24. 社団法人 繊維学会 会長 川口 春馬
〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-3-9-208
25. 社団法人 低温工学協会 会長 山藤 馨
〒113-0033 東京都文京区本郷 6-12-8 パレドール本郷 302 号
26. 社団法人 電気化学会 会長 小久見 善八
〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-8-30 アルス市谷 202
27. 社団法人 電気学会 会長 仁田 且三
〒102-0076 東京都千代田区五番町 6-2 HOMAT HORIZON ビル 8 階
28. 社団法人 電気設備学会 会長 佐々木 博司
〒113-0033 東京都文京区本郷 1-12-5
29. 社団法人 電子情報通信学会 会長 富永 秀義
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館
30. 社団法人 土木学会 会長 石井 弓夫
〒160-0004 東京都新宿区四ツ谷一丁目外濠公園内
31. 社団法人 砥粒加工学会 会長 田牧 純一
〒169-0073 東京都新宿区百人町 2-22-17 セラミックスビル
32. 社団法人 日本エネルギー学会 会長 柏木 孝夫
〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-5-4 借楽ビル
33. 社団法人 日本磁気学会 会長 逢坂 哲彌
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-11 三井住友海上駿河台別館 6 階
34. 日本応用地質学会 会長 井上 大榮
〒101-0062 東京都千代田区神田巢駿河台 2-3-14 お茶の水桜井ビル
35. 社団法人 日本ハレーション・リサーチ学会 会長 青木 利晴
〒113-0032 東京都文京区弥生 2-4-16 学会センタービル
36. 社団法人 日本音響学会 会長 森本 政之
〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-18-20 ナカワビル
37. 社団法人 日本化学会 会長 藤嶋 昭
〒101-8307 東京都千代田区神田駿河台 1-5
38. 社団法人 日本ガスタービン学会 会長 吉識 晴夫
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-5-13 第3工新ビル 402 号
39. 日本画像学会 会長 北村 孝司
〒164-8678 東京都中野区本町 2-9-5 東京工芸大学内
40. 社団法人 日本機械学会 会長 齋藤 忍
〒160-0016 東京都新宿区信濃町 3-5 信濃町煉瓦会館 5 階
41. 社団法人 日本金属学会 会長 石田 清仁
〒980-8544 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目 14-32 フライナイトビル 2 階
42. 日本計算工学会 会長 藤井 孝蔵
〒113-0032 東京都文京区弥生 2-4-16 学会センタービル
43. 社団法人 日本原子力学会 会長 河原 暲
〒105-0004 東京都港区新橋 2-3-7 新橋二中ビル 3 階
44. 社団法人 日本建築学会 会長 斎藤 公男
〒108-8414 東京都港区芝 5-26-20
45. 社団法人 日本顕微鏡学会 会長 高柳 邦夫
〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 1-25 秋葉原鴻池ビル
46. 社団法人 日本高圧力技術協会 会長 小林 英男
〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 1-11 産報佐久間ビル
47. 社団法人 日本工学教育協会 会長 小嶋 勝衛
〒108-8414 東京都港区芝 5-26-20 建築会館内
48. 社団法人 日本航空宇宙学会 会長 河内 啓二
〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-2 明宏ビル別館 3 階

49. 社団法人 日本航空技術協会 会長 久保 哲也
〒144-0041 東京都大田区羽田空港 1-6-6
50. 社団法人 日本ゴム協会 会長 古川 睦久
〒107-0061 東京都港区元赤坂 1-5-26 東部ビル 1階
51. 社団法人 日本コンクリート工学協会 会長 友澤 史紀
〒102-0083 東京都千代田区麴町 1-7 相互半蔵門ビル
52. 社団法人 日本材料学会 会長 田村 武
〒606-8301 京都府京都市左京区吉田泉殿 1-101
53. 社団法人 日本写真学会 会長 阿部 隆夫
〒164-8678 東京都中野区中野 2-9-5 東京工芸大学内
54. 社団法人 日本生物工学会 会長 塩谷 捨明
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 2-1 大阪大学工学部内
55. 日本接着学会 会長 滝 欽二
〒556-0005 大阪府大阪市浪速区日本橋 4-2-20
56. 日本設備管理学会 会長 川合 忠雄
〒461-8580 愛知県名古屋市中区白壁 3-12-13 中産連ビル
57. 社団法人 日本セラミックス協会 会長 安田 榮一
〒169-0073 東京都新宿区百人町 2-22-17
58. 社団法人 日本船舶海洋工学会 会長 津田 尚輝
〒105-0012 東京都港区芝大門 2-12-9 浜松町矢崎ホワイトビル
59. 社団法人 日本塑性加工学会 会長 中村 保
〒105-0012 東京都港区芝大門 1-3-11 YSKビル
60. 社団法人 日本鑄造工学会 会長 堀江 皓
〒104-0061 東京都中央区銀座 8-12-13 豊川ビル
61. 日本デザイン学会 会長 杉山 和雄
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-21-15 ベルフォート西荻 703
62. 社団法人 日本鉄鋼協会 会長 浅井 滋生
〒101-0048 東京都千代田区神田司町 2-2 新倉ビル
63. 社団法人 日本トライボロジー学会 会長 加藤 康司
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 407-2
64. 社団法人 日本熱処理技術協会 会長 塚田 尚史
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-2-10 鉄鋼会館
65. 社団法人 日本非破壊検査協会 会長 加藤 寛
〒101-0026 東京都千代田区神田佐久間河岸 67 MBR99ビル 4階 209
66. 日本表面科学会 会長 高柳 邦夫
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-40-13 本郷コーポレーション 402
67. 社団法人 日本品質管理学会 会長 圓川 隆夫
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-11
68. 社団法人 日本物理学会 会長 鹿兒島 誠一
〒105-0004 東京都港区新橋 5-34-3 栄進開発ビル
69. 社団法人 日本フルトパワーシステム学会 会長 中田 毅
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-22 機械振興会館別館
70. 社団法人 日本分析化学会 会長 原口 紘丞
〒141-0031 東京都品川区西五反田 1-26-2 五反田サンハイツ
71. 社団法人 日本マシエンジニアリング学会 会長 矢吹 捷一
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-1-3 東京桜田ビル
72. 社団法人 日本溶接協会 会長 宮田 隆司
101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 1-11
73. 社団法人 日本冷凍空調学会 会長 斎藤 彬夫
〒160-0008 東京都新宿区三栄町 8 三栄ビル

74. 社団法人 日本レオロジー学会 会長 薄井 洋基
〒600-8815 京都府京都市下京区中堂寺粟田町 93
75. 社団法人 日本ロボット学会 会長 佐藤 知正
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-19-7 ブルビルディング
76. 社団法人 表面技術協会 会長 棚橋 純一
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 2-7-1 福田ビル
77. 社団法人 物理探査学会 会長 松岡 俊文
〒101-0031 東京都千代田区東神田 1-5-6 東神田 MK 第 5 ビル
78. 社団法人 プラスチック成形加工学会 会長 小山 清人
〒141-0032 東京都品川区大崎 5-8-5 グリーンプラザ 五反田第 2
79. 社団法人 粉末粉体冶金協会 会長 福田 健
〒606-0805 京都府京都市左京区下鴨森本町 15 生産開発科学研究所内
80. 社団法人 有機合成化学協会 会長 迫田 良三
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-5 化学会館
81. 社団法人 溶接学会 会長 中川 幸也
〒101-0025 東京都千代田区佐久間町 1-11
82. 物理系学術誌刊行協会 理事長 家 泰弘
〒東京都文京区湯島 2-31-22 湯島ビル 5 階
83. N P O 大阪湾岸域環境創造研究センター 理事長 中原 紘之
〒541-0041 大阪府大阪府中央区北浜 3-2-1 新北浜ビル IBC フォーラム内